○財務省告示第百三十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年四月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年五月十一日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第28回、第30回、第32回、第36回、第70回及び第71回）及び利付国庫債券（40年）（第４回、第５回、第11回、第13回及び第14回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で249,800,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	166,151,873,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年４月22日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 $\text{各発行対象国債の額面金額}\times\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和８年４月21日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年４月22日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（30年）（第28回）	2.5％	令和20年３月20日	34,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第30回）	2.3％	令和21年３月20日	39,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第32回）	2.3％	令和22年３月20日	9,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第36回）	2.0％	令和24年３月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第70回）	0.7％	令和33年３月20日	50,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第71回）	0.7％	令和33年６月20日	45,000,000,000円
利付国庫債券（40年）（第４回）	2.2％	令和33年３月20日	12,000,000,000円
利付国庫債券（40年）（第５回）	2.0％	令和34年３月20日	300,000,000円
利付国庫債券（40年）（第11回）	0.8％	令和40年３月20日	9,500,000,000円
利付国庫債券（40年）（第13回）	0.5％	令和42年３月20日	43,600,000,000円
利付国庫債券（40年）（第14回）	0.7％	令和43年３月20日	5,000,000,000円

○財務省告示第百三十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年四月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年五月十一日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）（第482回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で19,320,500,000円
6	払込金額	19,355,276,900円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。